

## 平成 20 年第 3 回定例会-1(第 7 日 9/17)

●議 長(村田一郎) 長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 こんにちは。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、広告についてということでございますけれども、ここ数回の定例会で、私も広告についてのご質問を何度かさせていただいております。そのご答弁の中で、ネーミングライツについてのこともあったような気がするんですけども、この広告主の募集に関してちょっと質問をしてみたいと思います。

このところいろんな印刷物等に広告を載せていただくようになったわけでありまして、地元の企業の方を中心にご協力をいただいているというのが実態であるわけですが、このネーミングライツになりますと、その金額も半端なものじゃなくなるわけでありまして、そういうときにその広告主を探すということをどういふところから取り組んでいったらいいのかということ考えたときに、庁内でも身近な部分で結構接点があるところがあるんじゃないかというふうに考えております。

例えばの話なんですけれども、先月、2カ月ぐらい前ですかね、庁内のコピー機が随分入れかわったんですけれども、あれも入札の状況をいろいろ確認をしますと、メーカーさんの直接の販売の子会社か何かが取扱っているわけございまして、こういうところに広告主になっていただけないかという声がけぐらいはできるんじゃないかなというふうに思っております。

パソコンなんかもそうだと思うんですけども、庁内にパソコンがたくさんあるんですけれども、これらもメーカーさんにどうですかというお話ができるんじゃないかというのが私の考えでありまして、ところが、これを担当している課は、自分のところは広告には関係ないというようなスタンスでいらっしゃるんじゃないかなというのが私の率直な感想でございますので、こういう場合はどんなふうに考えているのかをまずお答えいただきたいと思います。

多くの市民の方は、庁内でいわゆる調達というか、物を買うときに、どういうところからどういう買い方をしているかということ余りご存じないと思うんですね。そういう

ことも含めて、こういうことで接点があるんだということを考えながら、広告についても考えていただきたいというふうに思っております。

それから、次に庁舎の管理についてであります。

前回の定例会でも、庁舎内の行政財産の使用許可についてお伺いをしました。先番議員も自動販売機の取り扱いでお話をしていたわけでございますけれども、使用料の免除の扱いが非常に多かったような気がします。私自身が思うには、さてさてそれでいいのかどうかということ。

それから、代表監査委員にもお願いをしたわけでございますけれども、労働組合法ですとか、さまざまな関係法令に照らし合わせても、法の適用除外はあったとしても、労働組合との関係、職員組合との関係というのが果たしてこれでいいのかどうかということは引き続き考えていきたいと思っておりますが、先ほどお話にあった例えば自動販売機。これがですね、職員互助会が設置しているものからは行政財産使用料を取っていて、組合が設置しているものからは行政財産の使用料を免除しているということでありまして、全くもってこのどろどろの労使関係というか、理解に苦しむ関係がございます、この辺のことも含めてご答弁をいただきたいと思えます。

私は、職員団体の事務室であろうが何であろうが、使用料を払ってもらうべきというふうに考えております。

それから、次に教育行政や福祉行政が詐欺的行為に利用されていることについてということでございます。

私もやっこのパネルを(パネルを示す)使わせていただけるようになりまして。

皆様のお手元にも資料をお配りいたしました。「夏見台幼保園」というふうに書いてある車、これもですね、同じです。もう堂々と市役所の前にまで来ています。この市役所の前に来ているということは、私も一つは許せない話でありますけれども、何を言いたいのかというと、私も私立幼稚園のちょうど PTA の団体の役員を長年務めさせていただいて、今もですね、幼稚園教諭の免許の更新講習をする財団の理事を務めさせていただいております。

そんな中で、昔から幼保の一元化という言葉はあったんです。幼稚園と保育園を、簡単に言えば一体にして運営をするということでございますけれども、今でいうところの認定こども園のことになるんだと思うんですが、まだ千葉県ではなかなか実現に至っていないということもあるのと、この夏見台幼保園というのが一体何なんだというこ

とが私自身がわからなかったので、ちょっと調べましたら、夏見台幼稚園であったわけでありまして、幼稚園をあえて幼保園と名乗ることが、果たしてそれでいいのかどうか。市民の皆さんに、あるいは小さなお子様を抱える保護者の皆さんに無用な誤解を与えるのではないかというのが私の懸念でございます。

さらに調べてまいりますと、船橋市の認可した保育園の部分がちゃんとあるんだということでありまして、一応幼稚園の中に保育園が設置をされているということでありまして、学校法人立の幼稚園と学校法人立の保育園であると、あくまでもそういう位置づけであるわけでありまして、「幼保園」という名称はどこにも出てこないわけでありまして、この辺のことについて、おわかりの部分があれば、まずはお答えをいただきたいと思っております。

それから次に、小教協、中教協についてであります。

これにつきましては、昨日でしたか、私どもの会派の中村議員がご質問をしてくださいますと、その後を引き続き、私のほうでもやらせていただこうとは思っていたんですけども、とりあえず中村議員が徹底的にやるというふうに言ってくださいましたので、じゃ私のほうはバトンタッチをしようかということで、中村議員のほうにお任せをしたいというふうに思っております。（「この小教協、何も知らない市民ってどうか」と呼ぶ者あり）

ああ、これはですね、ごめんなさい、ちょっと幾つか抜けましたけれども、小教協、中教協につきましては、きのう中村議員のご質問の中でもあったように、まだまだ保護者の皆さんにもわかっていない部分というのが幾つもあるんですね。それらのところをこれからこの議会で明らかにしていただいて、中村議員にしていただいで、市民の皆さんとともに小学校、中学校の先生方の研修というものについて考えていただくというようにしていただきたいというふうに思っております。（「中村さんに任せると、また変な方向にいっちゃうよ」と呼ぶ者あり。笑声）大丈夫でしょう。

それから、オートレースについてでございます。

私、大学を卒業して株式会社ららぽーとという会社に入社をいたしまして、7年ぐらい勤めていたわけでございますけれども、そのとき当時は不動産事業部という事業部がオートレース場の担当でもあったわけでありまして、この間も昔の仲間と会っていろいろ話をするとき、そういえばオートレースってどうなっているのという話になりまして、もう時代的にそろそろそろそろじゃないのというような話をしたり、あそこを何にしたらいいかねえとかという話ですとか、いろんな話をしている中で、実はさという

話があって、私はかねてからあそこにすべての公営ギャンブルの場外の売り場を全部持ってきて、中央競馬から始まって、ボートですとか、競輪ですとか、すべての券を買えるようにして、ギャンブラーの聖地みたいな感じにしたらいんじゃないのという話をしていたんですが、実はその話で、冗談ではなく、そんなのもいいんじゃないという話をしたときに、実は実は競輪の場外の券を売る話があるのは聞いているという話が実は出てきまして、いやいや聞いていないよという話をしたんですけども、この辺の話が何かあるのであれば、ちょっとお話をいただきたいなと。

これもまだ市民の皆さんは何も知らない、僕も知らなかった話でございますので、何かそんな話があるのであればお聞かせいただきたいし、何か将来計画があるのであれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

とりあえず、以上で1問目を終わらせていただきます。

#### [企画部長登壇]

●企画部長(鈴木俊一) 有料広告の導入に関するご質問にお答えいたします。

さきの第2回定例会でも申し上げましたが、今年度は市民便利帳、児童ホーム案内等の印刷物を中心にして広告の導入に取り組んでおります。これにより、広告導入に関するノウハウの蓄積や導入に関する意識の高揚を図っているところでございます。

これらの広告主の募集は、広告の規模が比較的小規模であることや地域経済への配慮から、市内の広告代理店の活用やホームページなどを中心に行っております。

また、導入の可能性について現在検討を行っておりますネーミングライツについては、広告料等の規模が大きくなり、購入者が限られる懸念があること、導入施設の性格や運営に沿った広告主を見出すことが肝要であることから、現在、導入の候補となっている施設にかかわりを持つ大手企業に対して、ネーミングライツ購入の可能性、条件等の意向を尋ねているところでございます。

なお、今後は広告媒体が増加することに加え、ネーミングライツ等、規模が大きな広告媒体の導入の可能性もあり、広く広告主を求めることが必要と考えられますので、広告媒体の性格を踏まえながら、広告主となり得る企業等とかかわりを持つ所属と広告媒体を持つ所属が連携して、企業等にアプローチすることができるよう検討してまいりたいと考えております。

#### [財政部長登壇]

● 財政部長(山\_健二) 長谷川議員の庁舎の管理に関するご質問にお答えします。

現在、本庁舎内で恒常的に行政財産の使用許可を行っているものにつきましては、地下1階と11階の職員団体事務室、それから職員の福利厚生を目的とした食堂、売店、理髪、喫茶がございます。

これらの使用料は、財務規則を根拠としまして、その中の175条第1項第4号、これは「市長が公益上特に必要かあると認めるとき」というような条項がございますが、これに該当させ、使用料を免除する取り扱いをしております。

また、自販機につきましては、議員がおっしゃったとおりの状況になっております。

これらの取り扱いにつきましては、時代や社会状況の変化に対応した取り扱いをすることで、市民の理解を得ていくことが肝要かと考えています。

原則論本来からいいますと、行政財産の使用許可をする場合には、基本的には使用料を徴収することが大原則となっています。そこで、今後は、改めて使用料を免除している理由や内容を慎重にちょっと精査させていただきまして、徴収することが適正なものにつきましては、徴収する方向で検討してまいりたいというふうに考えています。

続きまして、オートレース場に関するご質問をいただきました。

ちょっと長くなるんですけども、公営競技の改革の一環といたしまして、現在、国においては経済産業省所管のオートレース事業と競輪事業の振興法人が統合され、競輪・オートレース事業活性化プランにより事業の改革を図っているところでございます。また、公営競技の活性化を目的として、場外車券発売所の設置についても規制緩和がなされております。

この場外車券発売所の開設に当たっては、従来は地元の所在の町会または地元自治体の長の同意を証する書面を提出することが求められておりましたが、国の指導要領が緩和されまして、現在は例えば船橋オートレース場のような既存の公営競技施設を利用して場外車券発売所の開設をするに当たりましては、地元町会または地元自治体の長の同意書は必要なくなっております。現在は、場外車券発売所の開設に当たり、設置者は地域社会と十分な調整を行ったことを証する書面をみずから提出することをもって足りる取り扱いになっているということでございます。

こういったような背景のもと、本年の4月、船橋オートレース場の施設会社であります株式会社よみうりランドから、みずからが設置者となり、船橋オートレース場の既存の施設内に競輪の場外車券発売所の開設を予定しているため、地元の町会等に説明に入りたいという申し出がございました。

なお、私ども、このお話を伺いました時点では、事業の詳細がまだまだ固まっていないというような印象を受けている、そのような状況でございました。

その後、本年8月末に、株式会社よみうりランドから地元2自治会及び隣接するマンションの管理組合に対し、数回、自治会長さん、理事長さんを通じて競輪の場外車券発売所の開設の説明を行ったとの報告がありました。

この話の中で、株式会社よみうりランドのお話ではですね、各自治会長等からは交通問題について強い要望が出されておるものの、おおむね了承されておるので、競輪の場外車券発売所の開設に向けて、経済産業省への申請の準備を進めたいとのお話がございました。

このときに、場外車券発売所の開設に関する事業の詳細について、私ども市側としましても説明を、かなり詳細な説明を受けておりますし、また現在、まだまだ不明な点もございますので、この不明な点についてもさらに説明を求めておるところでございます。

この件に関しましての市の基本的な考え方でございますが、オートレース事業に支障がない限り、法の取り扱いと申しますか、国の指導要綱の緩和等もございまして、当該事業については基本的に民間業者の事業活動と認識しています。したがって、地元の住民の理解が得られ、交通問題に関しても警察の了解が得られるのであれば、あくまでもそういった条件のもとですけれども、現段階では当該事業に対して特段の異議や反対の考えは持っていないというふうに思っております。

むしろ、この長期低落傾向が続いている公営競技の中で、今回の計画によりオートレースと競輪との相乗効果が生まれて、何らかの活性化が図れれば、むしろ喜ばしいことであると思っております。

今後、警察との協議が必要となりますし、経済産業省の許可の手続がどうなるか未定ですけれども、よみうりランドのお話によりますと、最も順調に進んだ場合で、本年末から場外車券発売所の開設を予定しているとのお話がございました。

なお、場外車券発売所が設置される地元自治体である本市に対しましては、環境整備費が売り上げに応じて支払われることになっています。この環境整備費は、競輪業界では売り上げの0.5%から1%を地元自治体に入れるというのが通例となっているような模様でございます。これは地元自治体と施行者、それから私どもの場合にはこの施設会社との協議により、最終的に決定されてくるのではないかと考えています。

こういった件につきましての具体的な協議は、正式にはまだなされておられない状況でございます。このような状況でございますので、今後、本事業計画の推移を見ながら、必要な協議を積極的に進めてまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

#### [子育て支援部長登壇]

●子育て支援部長(川名部芳秋) 長谷川議員のご質問にお答えします。

市としましては、夏見台保育園については認可保育所として認可しており、国等の最低基準の指導監査を行っております。夏見台幼稚園については所管が千葉県となっており、指導監査の立場ではございません。したがって、議員ご指摘の点についてはお答えできませんので、ご理解いただきたいと思っております。(笑声。発言する者あり)

以上でございます。

#### [長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご答弁をありがとうございました。

広告については、頑張ってください。できるだけ高く売っていただければと思います。

それから、庁舎管理ですね。お金を取ってください、ちゃんと。よろしくお願いします。

それから、この詐欺的行為について少し。

今、議事進行という話もあるんですけども、保育園は市のものなんです。だから、非常に難しいんですよ。

まず、皆さんのお手元に配付をさせていただいた資料をちょっと見てください、とりあえず。この「夏見台幼稚園」って書いてあるやつ(資料を示す)の真ん中から下ぐらいですかね、「船橋市認可の43番目の私立幼稚園です」と書いてあるんですよ。これってうそなんですね。ホームページにこういうそを平気で記載する幼稚園なんですよ。

それで、今まさに答弁にあったとおり、幼稚園というのは、私立幼稚園は千葉県総務部学事課が所管するんですね。それなのに平気でこういうそを書くという幼稚園。

それから、その下に「小児科クリニック併設」というふうに書いてあります。「併設」という日本語はどういう日本語かということになると、これもちょっと辞書を調べた文言もちょっと忘れちゃったんですけども、言ってみれば、同じ敷地内に小児科クリニックを併設しているということを言っているんですけども、それがですね、果たしてその幼稚園の設置基準ですとか、さまざまな法に照らし合わせてどうなのかなというところがちょっと疑問符がつくんですね。

それから、一番下を見てください。「Aコース:午後2時まで、Bコース:午後6時まで」って書いてあるんです。

幼稚園教育要領ですかね、あるいはちょっと何の法だったか、規則だったか忘れましたが、大体1日4時間ぐらいの保育をするということになっているんですね。それにもかかわらず、ここはですね、スタート時間が書いていないから、6時までっていても、ひょっとすると午後の2時から始まっているのかもしれない。ところが、このホームページを全体的にこう読んでいくと、どうもそうじゃない。要するに、預かり保育という制度があるわけですけども、それを利用して、そういう長時間にわたって子供を預かるということをしているわけでありませぬ。

それからですね、反対側ですね、20年度の教育要覧をちょっと。教育要覧の幼稚園の部分、これは(資料を示す)船橋市の教育要覧をコピーをさせていただきました。

一番下に夏見台幼稚園というのがあるんですが、教員数の欄を見ていただくと、5という数字が入っています。学級数の数字を見ていただくと、5という数字が入っています。担当の学務課に確認をしたら、この5という数字には園長も入っていますということなんですね。この園長のところに名前が入っている方が、幼稚園教諭の免許があるかどうかは知りませぬ。しかしながら、ここの表を全部見ていただくとわかるんですが、教員数はどこの学校も学級数を上回っているんです。それが一般的。僕が日ごろからおつき合いがあって、きちんとしているな、立派な先生だなと思うところは、お



おむね学級数の2倍に近い数字までいっているんですよね、教員数が。それに比べて、ここは5と5になっています。

それがどういうことか、私のほうでもよくわからないんですが、通常は、幼稚園の設置基準というのがありまして、学級数プラス園長という形の数字になるようなんです。ここは認可学級数が、まだできたばかりですから、少なくてもいいのかもしれませんが、認可学級数が7になっているわけです。したがって、教員数は8なきゃいけないわけです。

こういう形で、県が認可をする部分で幼稚園、市が認可をする部分で保育園、縦割り行政で県と市の横の連絡が全くとれないことをいいことに、やりたい放題やっているんじゃないかというのが私の推測であります。その域をまだ出ておりません。

だから、これは今後調べていかなければいけないんですが、このホームページを見れば見るほど、でたらめそれから論理矛盾というか——なところが非常にあります。

それで、敷地も、何かホームページを見ると、3,000坪だか何だかということやうたっていて、その中に幼稚園と保育園とクリニックがあって云々ということがありますが、どうも登記簿謄本上はそういう数字ではない。お おむねその半分ぐらいかなという感じなんです。ここにもうそがある。

何にも知らないうぶな——うぶなと言ったら大変失礼ですけども、若い保護者の皆さんは、今の若い保護者の世代のお母さんたちは、ウェブサイトを見て幼稚園を選んだり、保育園を選んだりということをするんだと思うんです。そこにこういうでたらめ過ぎるぐらいでたらめなことを書いているような学校法人に対して、認可をされた保育園といえども、市の公的なお金が入ることは、私は許すべきではないというふうに思っております。

同時に、ここに併設されているクリニック、この間の予算でも通ったわけですけども、病児・病後児保育をやっているわけです。何でこういうところにこういう形でこういう動きがあるのかというふうに考えていくと、まず特定の議員がかかわっているんじゃないかなというようなことがあったり、OBの職員が何人か行っているんじゃないかなということがあったり、身内に甘いんじゃないかなというようなことがあったりと、いろんなことが重なってくるわけです。（「だれなんですか」「名前出したほうがいいよ、ちゃんと」と言う者あり。笑声。「だれだれさんみたいになんと出したほうがいいよ」と呼ぶ者あり）

このホームページを見る限り、非常にでたらめというか、うそに満ちあふれている部分があるわけでありませうけれども、それ以外でもですね、ここの園主という方がいるらしいんですね。園長とは別に園主がいるらしいんです。園主と話をしたという人の話がちらっと入ってきたんですけれども、理事長はあるいは園長は教育者、私はビジネスマンだから、ビジネスをしているんだという話だったようです。

ところが、じゃこの理事長と話をした人は、理事長は理事長で、私はビジネスマンだから、金もうけをしているんだと。金のもうからないことはやらぬよというようなことを平気でうそぶいているようなんですね。

私はそれでいいのかどうか。教育者ということで、公的なお金を、言ってみれば引っ張ってくる。福祉の関係者ということで、公の金を引っ張ってくる。そういうことをやっていることが果たして許されていいのかどうかということで、私はこの県と市にそれぞれ所管が違うことによって、その情報の共有ができないことによって、平気で市民をだましてしまうようなことが行われていいのかどうかということ、今後は代表監査委員、よくチェックをしていただきたいと思っておりますけれども、担当の課におかれましても、少し丁寧ですね、これらのことをチェックしていただきたい。（「財務監査」と呼ぶ者あり）

それで、何だ、さっき最低基準の指導監督だか監査だかということをおっしゃっていましたが、抜き打ちでやってみたらどうでしょうかね。

私が、推測になりますけれども、先ほど言ったように学級数と教員数の市に届け出ている数がこういう数になっているということは、今度、保育のほうでも市に届け出ている数字や何かでたらめな可能性があるわけですよ。だから、全体的に県のほうとも情報を共有して、双方で一緒になって立ち入りで検査をするだとかということをしていないと、何か事故が起きたとき、クリニックを併設しているから、事故なんか起きて大丈夫ですよと言うのかもしれませんが、そうじゃねえだろうというところがあるんで、ぜひともそういう形で。

新しいケースだと思うんですね。1つの施設に県所管と市所管のものがあって、その中でばらばらで分かれているということなんで、ここまでは私は知っていますけれども、あと知りませんと言うんですね。どっちもどっちで。そういうことをやっている、後で大きな問題になるんで、ぜひともきちんとした対応を今後はしていただきたいと思っておりますし、私もこの壇上でどこまで質問できるかというのが甚だ疑問ではございまして……（「名前挙げちまえば、もう少しまじになるんだよ」と呼ぶ者あり。笑声）だれの。（「長谷川さんだけだから」「名前挙げちゃえばさ」「関係者の」と呼び、その他発言する者あり）関係者の名前は挙げていいんですかね。（「いいよ」と呼び、その他発言

する者 あり)後で。(発言する者あり)いや、とりあえず今回はやめておきますけれども、公にしていくべきなんですよね。役所の職員を雇い入れれば、脱法的に物事を抜けていって金もうけができる、福祉、教育をかたって金もうけができると思っているんですよ。

だから、きのうもある県の関係の方とこのことについて話したら、不潔だよねと顔をしかめて言っていました。その経営者のことをね。不潔なんですよ、本当に。私はそう思います。

教育、福祉を自分のきちんとした仕事としてやっていらっしゃる方とは全然おおよそかけ離れた世界の人でありますから、私は市の税金を投入すべきではないということをおもっておりますんで、関係する部、課、代表監査委員には、ぜひともきちんとしたチェックを常日ごろからお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で。ちょっと質問なくなっちゃいましたけれども、許してください。終わります。ありがとうございました。(「やっぱり直営でやったほうがいいんじゃないの」「名前挙げろって言っているんじゃないか」と呼び、その他発言する者あり。笑声)

.....

- 議会運営委員長(岩井友子) 暫時休憩願います。
- 議長(村田一郎) ここで、会議を休憩します。

14時27分休憩